



山形県公報

平成30年12月3日(月)

号 外 (25)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (林業振興課) …… 1

告 示

山形県告示第855号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	288.57
相沢川	109.27
田川	521.56
五十川～鼠ヶ関川	85.31
鮭川	564.28
小国川	352.53
銅山川～角川	414.40
北村山	447.70
寒河江川	222.32
月布川～朝日川	79.30
山形	292.63
白川	390.07
荒川	369.32
置賜	527.01
前川	14.68
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.43
田川	349.02
五十川～鼠ヶ関川	143.88
鮭川	45.39
小国川	35.85
銅山川～角川	32.68
北村山	422.86
寒河江川	63.02

